

公益社団法人泉佐野青年会議所定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人泉佐野青年会議所と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府泉佐野市に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、地域社会の発展を図るとともに、会員の連携と指導力の啓発に努め、国際的理解を深め親善を助長し、世界の繁栄と平和に寄与することを目的とする。

(運営の原則)

第4条 この法人は、特定の個人又は法人、その他の団体の営利を目的として、その事業を行わない。

2 この法人は、特定の政党のために利用しない。

(事 業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域の政治、経済、社会、文化、学術、芸術に関する研究並びにその進歩、発展に資する事業
 - (2) 地域における社会奉仕に関する事業
 - (3) 教育、スポーツを通じ、郷土を愛する心や道徳心を育み、次世代を担う児童、青少年の健全な育成を目的とする事業
 - (4) 会員の指導力開発及び相互の親睦を図るための事業
 - (5) 国際青年会議所、公益社団法人日本青年会議所、国内・国外の青年会議所及びその他の諸団体との提携
 - (6) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業については大阪府において行うものとする。

第2章 会員及び会費

(会員の種類及び資格)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。会員の資格は当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 正会員
泉佐野市、熊取町、田尻町及びその近郊に居住し、又は勤務する満20才以上40才未満の品格ある青年で、この法人の趣旨・目的に賛同する者。ただし年度中に満40才に達したときでも、その年度中は正会員とする。
- (2) 特別会員
正会員であった者で、満40才に達した日の属する年度の翌年度以降において、この法人の会員となることを希望する者。
- (3) 名誉会員
この法人に特に功労があり、理事会で承認された者。
- (4) 賛助会員
この法人の趣旨に賛同し、その事業の発展を助成することを望む個人、法人又は団体。

(正会員の権利)

第7条 正会員は、この定款に規定するもののほか、この法人の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を有する。

(入 会)

第8条 この法人の正会員になろうとする者は、正会員2名以上の推薦を得て理事会の承認を得なければならない。

- 2 特別会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会の承認を得なければならない。
- 3 理事会は、この法人に功労があった者を名誉会員として入会させることができる。

(任意退会)

第9条 この法人を退会しようとする会員は、退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 会費納入前に退会を届け出た場合でも、当該年度の会費は納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 会員が次の各号の一つに該当するときは、その資格を失う。

- (1) 退会したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人となったとき
- (3) 死亡又は失踪宣告を受けたとき、又は解散したとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 総正会員が同意したとき

(除 名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の4分の3以上の議決によりこれを除名することができる。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を毀損し、その設立の趣旨に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に総会の1週間前までに、理由を付して除名をする旨の通知をし、除名の議決を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。
- 3 前項により除名の決議がなされたときは、その会員に対して、通知をするものとする。

(休 会)

第12条 正会員がやむを得ぬ理由により長期間各種会議、行事に出席できないときは、理事会の承認を得て、休会することができる。ただし、会費納入義務は、免れない。

(会費及び入会金)

第13条 正会員及び特別会員は入会に際して入会金を納入し、また正会員は会費を毎年所定の期日までに納入しなければならない。

2 会費並びに入会金の額は、総会において定める。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第14条 会員が第10条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の会費納入義務は、これを免れることはできない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、すでに納入した会費その他の抛出品は返還しない。

第3章 役 員

(役 員)

第15条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 12名以上21名以内

(2) 監事 2名以上3名以内

2 理事のうち1名を理事長、2名以上5名以内を副理事長、1名を専務理事、1名を事務局長とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選 任)

第16条 理事及び監事は総会の決議によってこれを選任する。

2 理事及び監事は、正会員のうちから選任する。ただし、監事は必要があるときは正会員以外の者から選任することを妨げない。

3 理事長、副理事長、専務理事及び事務局長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

4 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

5 その他、役員を選任に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

(任 期)

第17条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第15条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(理事の職務及び権限)

第18条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会が予め決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代理し又は代行する。

4 専務理事は理事長及び副理事長を補佐して、庶務を総括する。

5 事務局長は、専務理事を補佐し、この法人の運営を円滑にするため庶務をつかさどる。

6 理事長、副理事長及び専務理事は、前1箇月間の自己の職務の執行の状況を毎理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第19条 監事は次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成すること。

(2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。

(3) 総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。

(4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを総会及び理事会に報告すること。

(5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

(6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。

(7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、その理事に対して、その行為をやめることを請求すること。

(8) その他、監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員の前任及び解任)

第20条 役員は、理事会の承認を得て辞任することができる。

2 役員は、総会の決議によって解任することができる。

3 監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上の議決に基づいて行わなければならない。

(直前理事長)

第21条 この法人に直前理事長1名を置くことができる。

2 直前理事長は前年度理事長がこれにあたる。

3 直前理事長は毎回理事会に出席し、意見を求められたとき、理事長経験を生かし、所務、その他について必要な助言をする。

4 直前理事長の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

(報 酬)

第22条 役員は無報酬とする。

(取引の制限)

第23条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引。
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引。
- (3) この法人が理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間においてこの法人とその理事との利益が相反する取引。

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

第24条 この法人は、理事及び監事(理事又は監事であったものを含む)の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第4章 総会

(構成)

第25条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(種類)

第26条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(権限)

第27条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 定款の変更
- (3) 事業計画及び収支予算の決定
- (4) 事業報告及び会計報告の承認
- (5) この法人の解散及び残余財産の処分
- (6) 会員の除名
- (7) 理事会において総会に付議した事項
- (8) 前各号に定めるほか、法令に規定する事項及び本定款に定める事項

(開催)

第28条 通常総会は、事業年度末日の翌日から3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が決議したとき。
- (2) 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、開催の請求があったとき。

(招集)

第29条 総会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 理事長は、第28条第2項第2号の規定による総会開催の請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するには、会議を構成する正会員に対し開会の日の1週間前までに総会の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した文書をもって通知を発しなければならない。

(議長)

第30条 総会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし第28条第2項第2号に基づき臨時総会を開催した場合は、出席正会員のうちからこれを選出する。

(定足数)

第31条 総会は、総正会員の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、休会中の会員は現在数及び定足数に算入しない。

(決議)

第32条 総会の決議は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第49条第2項及びこの定款に特に規定するものを除き、総正会員の3分の2以上が出席し、正会員の有する議決権数の過半数の同意でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は正会員として議決に加わることはできない。

(書面議決等)

第33条 やむを得ない理由により、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決し、又は他の構成員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合において、第31条及び第32条第1項の規定の適用については、正会員は会議に出席し、議決に加わったものとみなす。

(議決権)

第34条 総会における議決権は、正会員1名につき各1個とする。

(議事録)

第35条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事及び監事は前項の議事録に記名押印する。

第5章 理事会

(構成)

第36条 この法人には理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第37条 理事会は、本定款に別に規定するもののほか、次の各号の職務を行う。

- (1) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止
 - (3) この法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備）
 - (6) 第24条の責任の免除

(種類及び開催)

第38条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 定例理事会は、毎月1回開催する。
- 3 臨時理事会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 第19条第5項の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招 集)

- 第39条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集した場合を除く。
- 2 理事長は前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
 - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに各理事及び各監事に通知をしなければならない。
 - 4 前項の規定に関わらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第40条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定 数)

第41条 理事会は理事の3分の2以上の出席をもって成立する。

(決 議)

- 第42条 理事会の決議は、本定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の3分の2以上が出席し、その過半数をもって決する。ただし、可決同数の場合は議長の決するところによる。
- 2 前項前段の場合において、議長は、理事として議決に加わることにはできない。

(理事会の決議の省略)

第43条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

- 第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第45条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費及び入会金
- (2) 寄附金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生じる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第46条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は理事会の決議により定める。

(経費の支弁)

第47条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

- 第48条 この法人の事業計画書、収支予算書、資産調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を得て総会の承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。
 - 3 毎年度の資産については、その2分の1以上を公益目的事業のために、充当するものとする。

(暫定予算)

- 第49条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により事業年度開始前に収支予算が成立しないときは、その年度の収支予算が成立するまでの間、理事会の決議に基づき、前年度の予算の例により執行するものとする。
- 2 前項の収支は、新たに成立した予算による収支とみなす。

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。

(事業報告及び決算)

- 第51条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書、財産目録（以下「財産目録等」という）を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得たうえで、通常総会において承認を得るものとする。
- 2 前項の財産目録等については、毎事業年度の経過後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。
 - 3 この法人は、第1項の通常総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

第7章 管理

(事務局)

- 第52条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には事務局員を置くことができる。
 - 3 事務局員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

- 第53条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。
- (1) 定款
 - (2) 会員名簿
 - (3) 理事及び監事の名簿
 - (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (5) 理事会及び総会の議事に関する書類
 - (6) 財産目録
 - (7) 事業計画書及び収支予算書
 - (8) 事業報告書及び計算書類等
 - (9) 監査報告書
 - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第54条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第8章 情報公開及び個人情報の保護

(情報の公開)

- 第54条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

- 第55条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。
- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公 告)

第56条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第57条 この定款は、第60条の規定を除き、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の4分の3以上の決議により変更することができる。

(合併等)

- 第58条 この法人は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上の議決により、他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止することができる。
- 2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届けなければならない。

(解 散)

第59条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上の議決により解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第60条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1箇月以内に、総会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは同法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第61条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益社団法

人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 雑 則

(委 任)

第62条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を得て別に定める。

附 則

- 1 この定款の変更は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設定の登記を行ったときは、第50条の規定にかかわらず解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は向井清人とする。
- 4 この法人の最初の業務執行理事は、澤佑起男、安藤貴弘、赤坂宏、木下慎一、藪木正純、谷口弘城とする。